

【別紙 3】

世田谷区行政財産使用料条例施行規則

平成 26 年 月 日
規則第 号

(目的)

第 1 条 この規則は、世田谷区行政財産使用料条例(昭和 39 年 3 月世田谷区条例第 11 号 以下「条例」という。)に規定する世田谷区の行政財産の使用料(以下「使用料」という。)の算出並びに減額及び免除の取り扱いについて基準を定め、運用の公正を期することを目的とする。

(使用財産の減価要因)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項において、当該使用財産が次の各号の一に該当する場合は、それぞれ定める割合で減価した額を適正な価額として評価し使用料を算出する。

- (1) 使用面積が狭小(5 平方メートル未満)の場合は 2 割減価した額。
- (2) 使用部分が不整形の場合は 2 割減価した額。
- (3) 区の委託事業履行場所を、自主事業で一時使用する場合は 5 割減価した額。

(使用料の減額又は免除)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項に規定する使用料の減額又は免除の割合は、別表で定める減額率の範囲内で区長等が認める割合とする。

(工作物の設置にかかる使用料)

第 4 条 条例第 2 条第 5 項に規定する工作物を設置させるときの使用料は次の各号のとおりとする。

- (1) 区内の庁舎及び公の施設等敷地のうち私道に提供している土地(道路後退部分を含む。)を使用させる場合は、世田谷区道路占用料等徴収条例(昭和 28 年 6 月世田谷区条例第 18 号)別表(第 2 条関係)に定める占用料と同額。
- (2) (1)以外の区内の庁舎及び公の施設等敷地を使用させる場合は、世田谷区立公園条例(昭和 33 年 4 月世田谷区条例第 4 号)別表第 3(第 10 条関係)及び世田谷区立公園条例施行規則(昭和 33 年 10 月世田谷区規則第 9 号)別表第 2(第 5 条関係)に定める占用料と同額。
- (3) 区外の公の施設等敷地を使用させる場合は、電気通信事業法施行令(昭和 60 年 4 月政令第 75 号)別表第 1(第 5 条関係)に定める使用の対価と同額。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による使用料の減額又は免除は、本施行日以後の使用許可にかかる使用料について適用し、それ以前に許可を受けて行政財産を使用している者については、その許可期間が満了するまでの間、なお従前の例による。